

週休２日工事ガイドライン

令和６年３月 策定

令和８年４月 改正

令和８年７月 改正

令和８年１０月 改正

松本市 財政部 契約管財課

目次

目次	2
1 ガイドラインの目的	1
2 週休2日工事の基本事項	1
(1) 発注者及び受注者の役割	1
(2) 用語の定義	1
(3) 週休2日の種類	2
(4) 発注方法	2
(5) 対象工事	3
(6) 工期設定及び経費の補正方法	3
(7) 工事成績評定	3
(8) 週休2日工事に関する関係書類	4
3 対象期間、現場閉所率等の考え方	4
(1) 対象期間の考え方	4
(2) 対象期間・控除期間の算定に関する取扱い	5
(3) 現場閉所率の算出方法	6
4 他制度との併用について	6
(1) 総合評価落札方式	6
(2) 余裕期間制度	6
5 対象工事の選定から工事成績評定までの流れ	7
(1) 対象工事の選定～契約締結	7
(2) 関係書類の提出～工事着手（週休2日工事の実施に関する明示）	8
(3) 施工開始～竣工・竣工検査・評定	10
6 その他	11
(1) 関係様式の記入例	11
(2) 公告文、指名通知等の記載例	14

1 ガイドラインの目的

松本市が週休2日工事として発注する建設工事について、発注者と受注者の双方が週休2日の実施に関する正しいルール及び取り組むべき事項を相互に理解し、週休2日の達成を促進することを目的として週休2日工事ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定します。

週休2日工事の発注及び受注にあたっては、松本市週休2日工事実施要綱（令和6年2月5日告示第30号）（以下「要綱」という。）及びガイドラインに定める事項に従い円滑な施工を図ってください。

なお、ガイドラインは今後、関係者と調整し、必要事項については訂正、追加していくこととします。

2 週休2日工事の基本事項

（1）発注者及び受注者の役割

週休2日工事の円滑な施工及び週休2日の達成の促進を図るため、発注者及び受注者は、以下の役割を担うこととします。

ア 発注者の役割

発注者（監督職員）は、週休2日工事において、受注者が週休2日を達成できるよう指導を行う。

イ 受注者の役割

受注者は、週休2日工事を受注する又は実施を希望する場合、制度の主旨を理解し、週休2日を達成できるよう工事の進捗管理に努めなければならない。

（2）用語の定義

ア 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間から控除期間を除いた期間をいう。

イ 工事着手日

工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置、測量等）に着手する日をいう。（※着工届に記載の着工年月日と実際の着手日が異なる場合は、施工計画書、工程表等により着手日を確認してください。）

ウ 工事完成日

現場事務所、材料置き場の撤去等の片づけを含む現場作業が完了する日をいう。（※工程表等により完成日を確認してください。）

エ 控除期間

年末年始6日間（12月29日から1月3日まで）、夏季休暇3日間（8月13日から同月16日までのうち受注者が指定する3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止して

いる期間及び発注者があらかじめ対象外としている期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）をいう。

オ 現場閉所日

発注工事単位で1日を通していずれの現場作業（現場事務所での事務作業を含む。）も実施しないとかあらかじめ定めた休工日（巡回パトロール、保守点検その他の現場管理上必要な作業のみを行う日を含む。）及び降雨等による予定外の閉所日をいう。

カ 現場閉所率

対象期間に占める現場閉所日の割合をいう。（※小数点第2位以下を切り捨てし、算出します。）

キ 週休2日の達成

要綱第5条に規定される取組みを実施し、週単位（土日）、月単位、通期又は完全週休2日を達成した場合をいう。

（3）週休2日の種類

ア 週単位（土日）

対象期間の全ての土・日曜日を現場閉所日とすることをいう。（週の定義は月曜日から日曜日まで）

イ 月単位

対象期間内の全ての月において、現場閉所率が28.5パーセント（※小数点第2位以下切り捨て）以上とすることをいう。

ウ 通期

対象期間内において、現場閉所率が28.5パーセント以上とすることをいう。

エ 完全週休2日

対象期間において、全ての土曜日、日曜日及び祝日を現場閉所日とすることをいう。

（4）発注方法

週休2日工事は、以下のいずれかの区分とし、特記仕様書等に週休2日工事の対象工事である旨及び区分を記載して発注します。

ア 発注者指定型週休2日工事

発注者が週休2日工事として取り組むことを指定する工事

イ 施工者希望型週休2日工事

受注者の希望により週休2日工事として取り組むことができる工事と発注者が指定する工事（※週休2日の取組みを希望する場合は、工事着手前に所定の様式を監督職員へ提出する必要があります。）

(5) 対象工事

競争入札、随意契約を問わず、令和6年4月1日以降に松本市が公告、指名等を行うすべての建設工事を週休2日工事として発注します。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とします。

ア 設計金額が200万円以下の工事

イ 災害復旧等の緊急を要する工事

ウ 現場施工期間が1週間未満の工事

エ 現場条件や施工時期に制約の多い工事

【具体例】渇水期にしか施工できない橋梁補修等の工事、冬期の施工が困難な山間部等の工事、現道の交通規制が非常に多く施工時期に制約の多い工事 等

オ 週休2日工事発注に伴う施工期間の延長により、施設利用、市民生活等に支障があると発注者が判断した工事

【具体例】長寿命化改修、中間改修等の大規模な工事で施設利用を休止することが難しく、工事期間の延長により施設の利用計画に著しい支障が想定される工事等

カ アからオに掲げるもののほか、発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事

(6) 工期設定及び経費の補正

週休2日工事は、その区分を問わず、以下のとおり適切な工期の設定を行ったうえで発注します。

ア 工期設定

週休2日を実施する上で必要な工期の設定を行う。

イ 経費の補正

予定価格の経費の補正は行わないものとします。

(7) 工事成績評価

週休2日工事の区分を問わず、週休2日の達成状況に応じて、松本市建設工事検査施行要綱（平成6年3月31日訓令甲第16号）に従い、工事成績評価に加点を行うものとします。なお、週休2日を達成できなかった場合は、週休2日工事の区分に応じて、以下の取扱いとします。

ア 発注者指定型週休2日工事の場合

要綱第6条第11項及び第12項に規定のとおり、正当な理由なく要綱第5条第3項に規定する休日取得計画書及び実施書の提出若しくは同条第4項に規定する現場閉所の実施を拒絶する意思を明確に表示した場合又は受注者側に週休2日に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、原則、工事成績評価に減点を行います。

イ 施工者希望型週休2日の場合

週休2日の達成状況及び実施の希望の有無にかかわらず、工事成績評価に減点はありません。

(8) 週休2日工事に関する関係書類

要綱に定める書類(様式)は、記入例(11～13ページ)を参考に以下のルールで作成します。

ア 週休2日工事の実施に係る通知書(様式第1号:要綱第5条関係)

【作成者】	施工者希望型週休2日工事の受注者のうち、週休2日の実施を希望する者
【提出期限】	工事着手日まで
【提出先】	監督職員

イ 休日取得計画書及び実施書(様式第2号:要綱第5条関係)

【作成者】	週休2日の実施に取り組む受注者
【提出期限】	毎月月末まで(初回のみ工事着手日まで)
【提出先】	監督職員

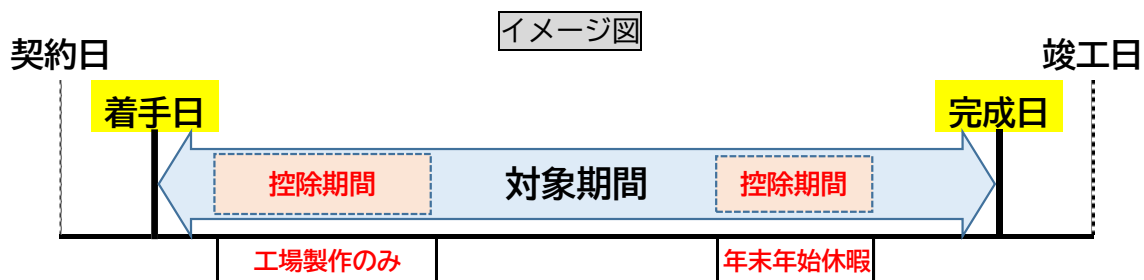
ウ 週休2日工事履行実績通知書(様式第4号:要綱第6条関係)

【作成者】	監督職員
【提出時期】	竣工後速やかに
【提出先】	受注者

3 対象期間、現場閉所率等の考え方

(1) 対象期間の考え方

工事着手日から工事完成日までの期間のうち、控除期間(下図のピンク色の期間)を除いた期間(下図の水色の期間)が対象期間となります。



(2) 対象期間・控除期間の算定に関する取扱い

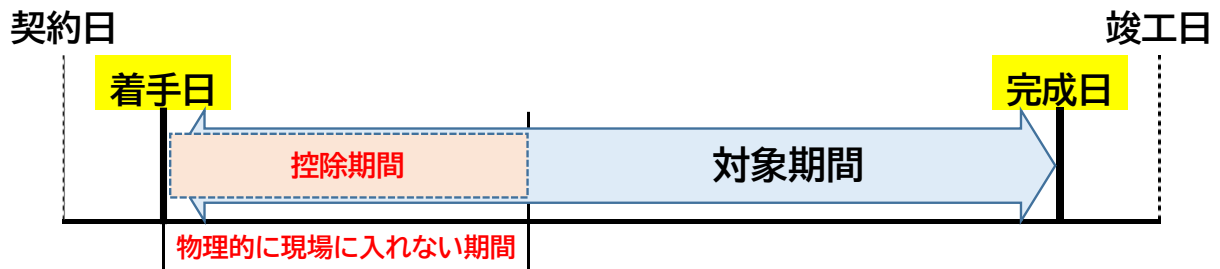
対象期間や控除期間の算定方法について、特殊な事情のある場合は以下のとおり取り扱います。

ア 現場環境や関係機関等との調整により、長期間にわたって物理的に現場に入れない（現場作業ができない）期間がある場合の取扱い

- 想定されるケース・・農業用水路を止水するまで1ヵ月程度現場に入れない場合、河川工事で出水期が終わるまで現場に入れない場合等

- 該当する期間は控除期間（下図ピンク色の期間）として取扱い、残りの期間（下図水色の期間）を対象期間とします。
- あらかじめ該当する期間がある場合は、特記仕様書等に記載をします。
- 特記仕様書等に記載されていない場合は、受発注者の協議により控除期間を決定します。

イメージ図



イ 工程上、工期の後半や決められた期間に短期集中で施工をする必要があり、工期の前半等まとまった期間を閉所日としなければ、週休2日を達成しがたい場合の取扱い

- 想定されるケース・・学校や保育園の工事で長期休暇中に集中して施工する必要がある場合等
- 計画的に現場作業に入らないまとまった期間（現場閉所日）は、控除期間とはせずに、現場閉所日として算定をします

イメージ図



(3) 現場閉所率の算出方法

週休2日の種類により、以下のとおり算出します。

ア 週単位（土日）

対象期間の全ての土・日曜日を現場閉所

ただし、受注者の責によらず土・日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、土・日曜日に代わる現場閉所日を設定する。（対象の土・日曜日を含む週に限る。）

イ 月単位

「対象期間の各月の日数」に対する「実際の各月の現場閉所日数」の割合

ただし、暦上の土・日曜日の閉所では28.5パーセントに満たない月は、その月の土・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5パーセント以上を達成しているものとみなす。

ウ 通期

「対象期間」に対する「実際の現場閉所日数」の割合

4 他制度との併用について

(1) 総合評価落札方式

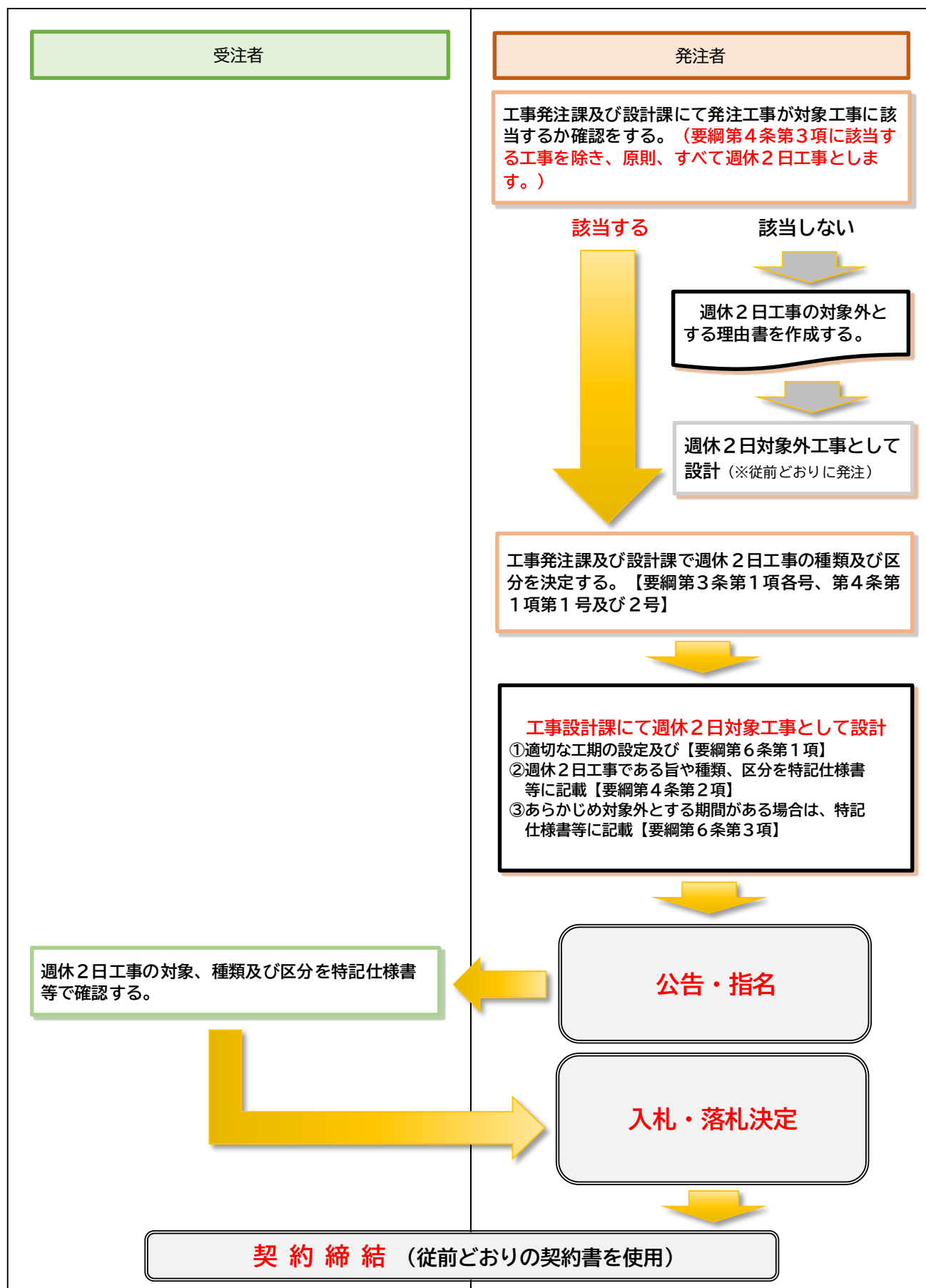
週休2日工事においても対象とし、従前からの取扱い、運用等に変更はありません。

(2) 余裕期間制度

週休2日工事においても対象とし、従前からの取扱い、運用等に変更はありません。なお、要綱に定める対象期間と松本市建設工事余裕期間制度実施要綱（令和元年6月26日告示第51号）に定める実工事期間は、原則、同一の期間となります。

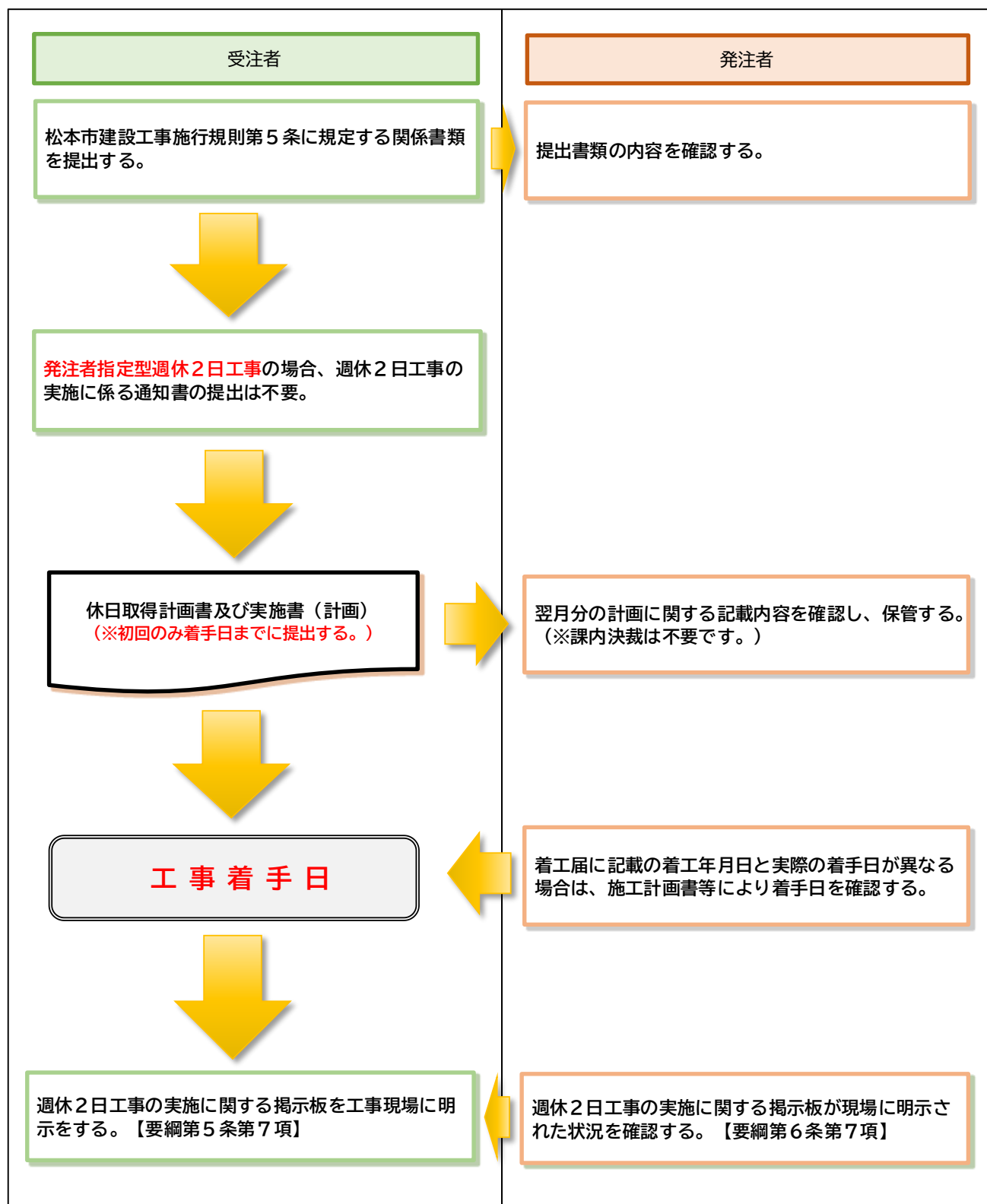
5 対象工事の選定から工事成績評定までの流れ

(1) 対象工事の選定～契約締結

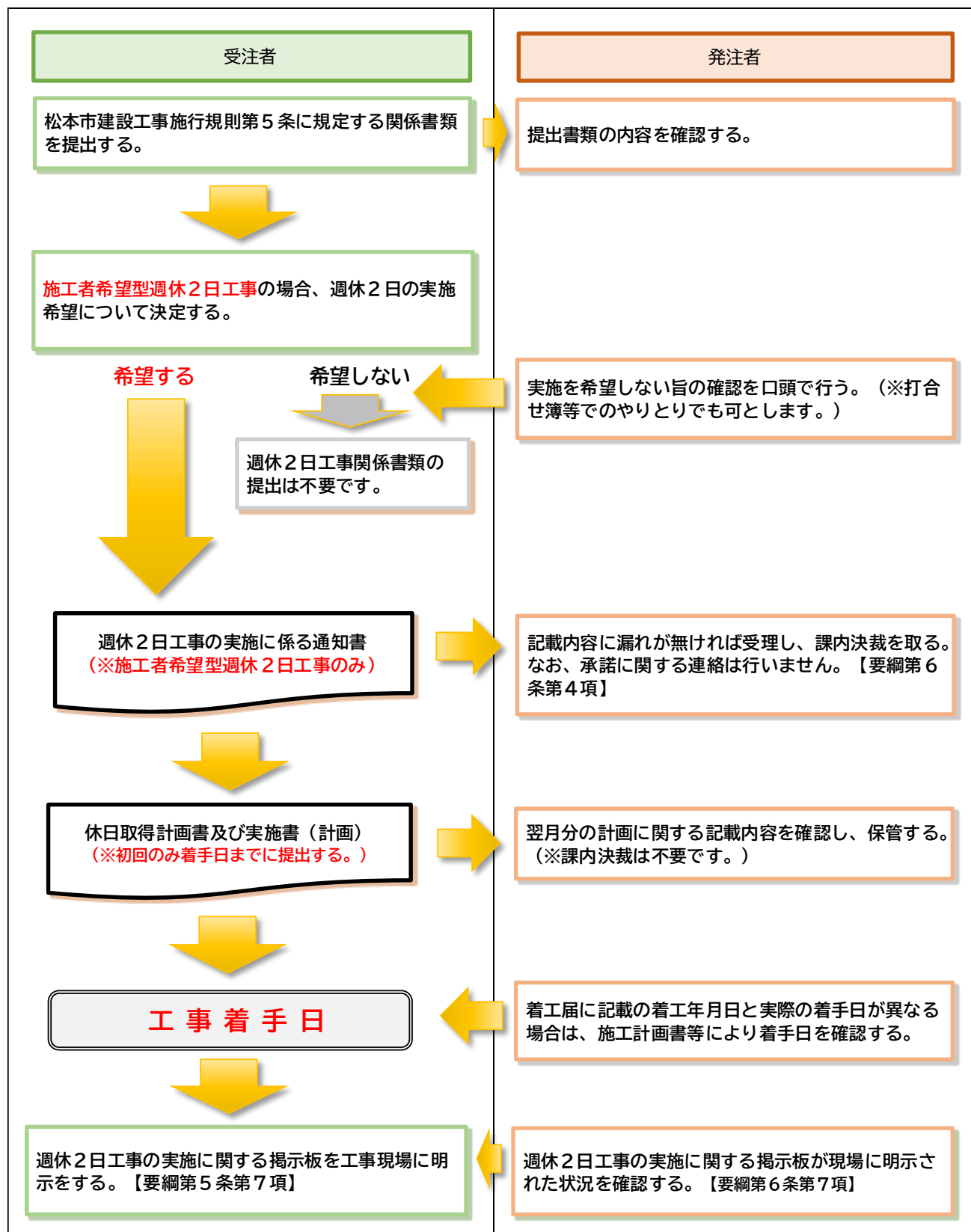


(2) 関係書類の提出～工事着手（週休2日工事の実施に関する明示）

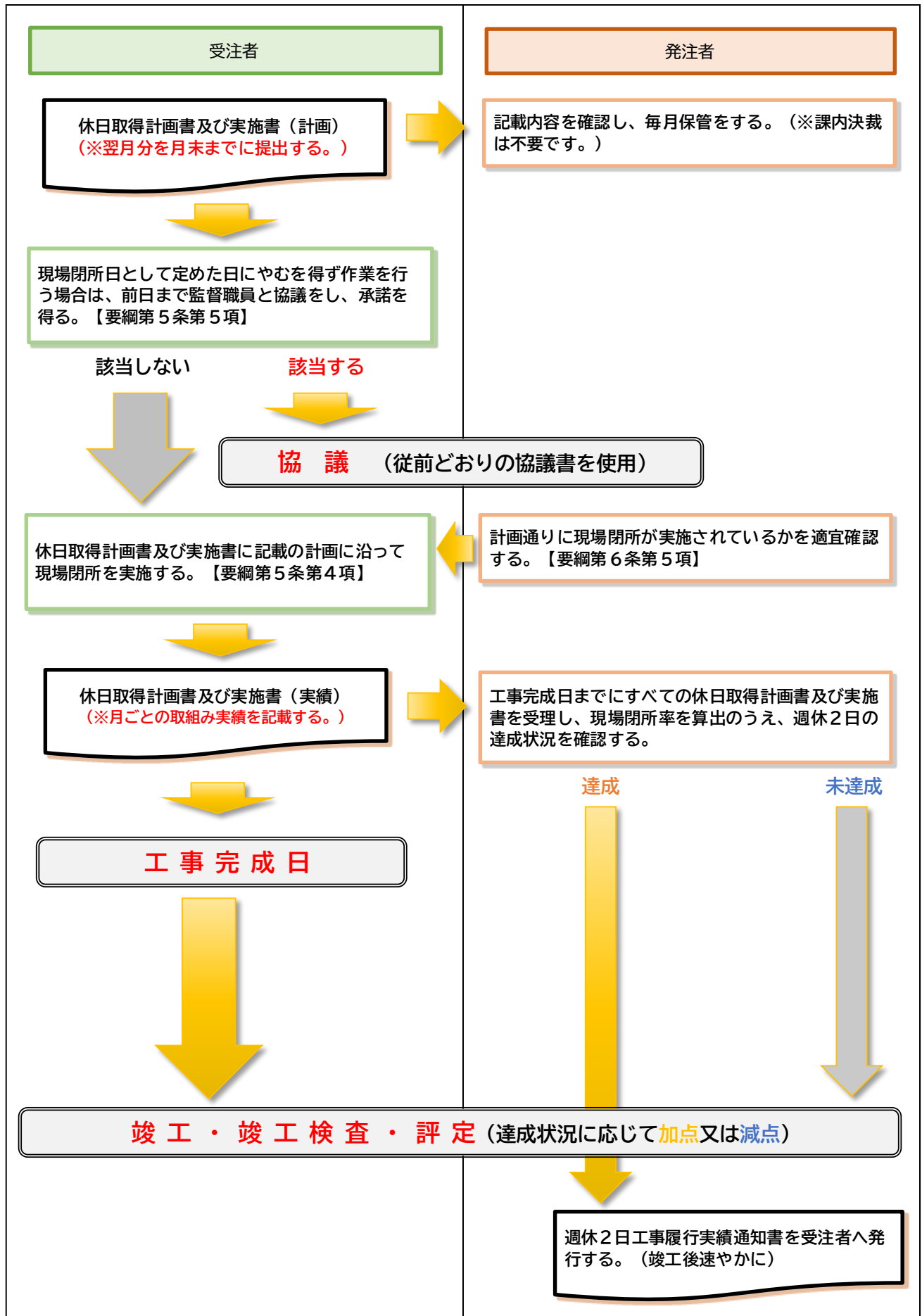
ア 【発注者指定型週休2日工事の場合】



イ 【施工者希望型週休2日工事の場合】



(3) 施工開始～竣工・竣工検査・評価



6 その他

(1) 関係様式の記入例

ア 週休2日工事の実施に係る通知書（様式第1号：要綱第5条関係）

様式第1号(第5条関係)

監督職員	担当係長	課 長

週休2日工事の実施に係る通知書

令和○年○月○日

(宛先) 松本市長

代表者印の押印は不要です。

受注者 住所 長野県松本市○-○
氏名 株式会社○○ 代表取締役 ○○ ○○

松本市週休2日工事実施要綱第5条の規定に基づき、下記工事の週休2日の実施について希望します。

記

工 事 名	令和6年度市道○○号線道路改良工事
工 事 場 所	松本市○-○
契 約 締 結 日	令和○年○月○日
請 負 代 金 額	¥○, ○○○, ○○○-
工 期	令和○年○月○日 から 令和○年○月○日 まで

イ 休日取得計画書及び実施書（様式第2号：要綱第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

休日取得計画書及び実施書

計画提出時は提出に、実績提出時は報告日に○をしてください。

提出・報告日 令和○年○月○日

工 事 名	令和6年度市道○○号線道路改良工事
工 期	令和○年○月○日 ～ 令和○年○月○日
受 注 者	株式会社○○

令和○年○月（閉所日数7日、対象日数23日、閉所率30.4%（小数点第2位以下切り捨て））

日	曜日	休日取得計画	休日取得実施	備 考
1	月			
2	火			
3	水			工事着手日
4	木			
5	金			
6	土	○		
7	日	○		
8	月			
9	火			
10	水			
11	木	○		
12	金			
13	土			控除期間（夏季休暇1日目）
14	日			控除期間（夏季休暇2日目）
15	月			控除期間（夏季休暇3日目）
16	火			
17	水			
18	木	○		
19	金			
20	土			
21	日			
22	月	○		
23	火			
24	水	○		
25	木	○		
26	金			
27	土			
28	日			
29	月			控除期間（工事製作のみを実施）
30	火			控除期間（工事製作のみを実施）
31	水			控除期間（工事製作のみを実施）

控除期間に該当する場合は、斜線を引いてください。

対象外とする期間（控除期間）に該当する場合は、記載してください。

（注）備考には、工事着手日、休日振替日及び対象外の期間などを記入すること。

必ず作業日報などで閉所日を確認すること。

ウ 週休2日工事履行実績通知書（様式第4号：要綱第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

令和○年○月○日

株式会社○○

代表取締役 ○○ ○○様

市長印の押印は不要です。

松本市長 臥雲 義尚

週休2日工事履行実績通知書

下記の工事において、週休2日を達成したことを通知します。

記

- 1 工 事 名 : 令和6年度市道○○号線道路改良工事
- 2 工事場所 : 松本市○ー○
- 3 工 期 : 令和○年○月○日 から 令和○年○月○日 まで
- 4 主任（監理）技術者名: ○○ ○○
- 5 竣 工 日 : 令和○年○月○日

(2) 公告文、指名通知等の記載例

ア 公告文の記載例

週休2日工事として発注をする場合は、「入札事項等」の次の条項に、以下のとおり、週休2日工事の対象である旨を明記します。

週休2日工事について

本工事は週休2日工事の対象工事であり、その実施については、松本市週休2日工事実施要綱（令和6年2月5日告示第30号）及び週休2日工事ガイドラインに従い行うこととする。なお、週休2日工事の区分等については添付の特記仕様書等を参照すること。

イ 指名通知の記載例

週休2日工事として発注をする場合は、以下のとおり、週休2日工事の対象である旨を指名通知書の下部に明記します。

本工事は週休2日工事の対象工事であり、その実施については、松本市週休2日工事実施要綱（令和6年2月5日告示第30号）及び週休2日工事ガイドラインに従い行うこととする。なお、週休2日工事の区分等については添付の特記仕様書等を参照すること。

ウ 特記仕様書等の記載例

発注する週休2日工事の対象の有無または区分等に応じて、特記仕様書、施工条件明示・現場説明書等のいずれかに以下を記載します。

1 発注者指定型週休2日工事の場合

明示事項	明示内容及び制約条件
その他	○ 週休2日工事について 1 本工事は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資することを目的とした<u>週休2日工事の対象工事であり、発注者指定型週休2日工事（週単位（土日）／月単位／通期／完全週休2日）</u>として発注する。 2 週休2日工事の実施は、松本市週休2日工事実施要綱（令和6年2月5日告示第30号）及び週休2日工事ガイドラインに従い行うこととする。 3 受注者は、当該工事の対象期間内において、週休2日の実施に取り組むものとする。

2 施工者希望型週休2日工事の場合

明示事項	明示内容及び制約条件
その他	○ 週休2日工事について 1 本工事は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資することを目的とした<u>週休2日工事の対象工事であり、施工者希望型週休2日工事（週単位（土日）／月単位／通期／完全週休2日）</u>として発注する。 2 週休2日工事の実施は、松本市週休2日工事実施要綱（令和6年2月5日告示第30号）及び週休2日工事ガイドラインに従い行うこととする。 3 受注者が週休2日の実施を希望する場合は、工事着手前に、週休2日工事の実施に係る通知書（様式第1号）によりその旨を監督職員に通知したうえで、当該工事の対象期間内において、週休2日の実施に取り組むものとする。

3 週休2日工事の対象外とする場合

明示事項	明示内容及び制約条件
その他	○ 週休2日工事について <u>本工事は、松本市週休2日工事実施要綱第4条第3項に該当するため、週休2日工事の対象外とする。</u>